

人工知能基本計画（素案）第II期：知財実務者が知るべき4つの転換点と重要文書

自律行動型AI (Agentic AI) の基軸化
AIを単なる支援ツールではなく、意思決定と実行を担う主体(エージェント)へと格上げ。



知的財産推進計画 2026

基本計画の知財部分を「実効」する司令砲。法・技術・契約を組み合わせたアプローチを提唱。

プリンシプル・コード (仮称)

AI事業者の透明性や知財保護措置 (robots.txt遵守等) を定める、ソフトローによる行動指針。

文化庁「AIと著作権に関する考え方」

著作権法30条の4の解釈 (享受目的の保存、権利者の利益を不当に害する場合等) を変更されている。

個人情報保護法改正案 (2026年)

統計目的のAI開発における同意不要特約や、違反に対する課徴金制度の導入を検討中。

3原則から「4原則」への拡張



「開かれたAI主権」の確立



実務アクション・ロードマップ



焦点: AI利用発明と「発明者性」

政府の結論は「引き続き検討」

AI開発者を共同発明者とする報道はあるが、2026年6月時点の政府計画には未確定。



司法判断 (DABUS事件) は「自然人」限定

令和7年の知財審裁判決は、現行法上、発明者は自然人に限られるとし、AI発明の保護は立法議の問題と判示。



米国 (USPTO) との整合性

米国も「着想 (conception)」を発明者性の試金石とし、AIは共同発明者になり得ないとの立場。